

委 託 契 約 書 (案)

- 委託業務の名称 いしかり地域との関わりを深める首都圏大学との連携事業委託業務
- 契約期間 令和6年(2024年) 月 日から
令和7年(2025年) 3月14日まで
- 業務委託料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 契約保証金 免 除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年(2024年) 月 日

委託者 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
北海道石狩振興局長 増田 弘幸 印

受託者 印

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。

4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務処理計画書の提出)

第4条 受託者は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。

(業務担当員)

第5条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

第6条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

第7条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付して、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し通知するものとし、業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(著作権等の取扱い)

第9条 受託者は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、委託者に移転しなければならない。

(調査等)

第10条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(報告義務)

第10条の2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

(完了検査等)

第11条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び成果品を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により提出された成果品について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、成果品が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前2項の規定を適用する。

4 成果品の引渡しは、第2項による委託者の合格の通知を発した日をもって完了したものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

第12条 受託者は、成果品の引渡し完了したときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を

支払うものとする。

3 業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(前金払)

第 13 条 受託者は、業務委託料の額の 10 分の 3 に相当する額の範囲内で業務委託料の前金払を請求することができる。

2 委託者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して 14 日以内に前払金を支払うものとする。

3 委託業務の内容の変更その他の理由により著しく業務委託料を増額した場合において、受託者は、その増額後の業務委託料の額の 10 分の 3 に相当する額から前金払を控除して得た額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 委託業務の内容の変更その他の理由により業務委託料を減額した場合において、前払金額が減額後の業務委託料の額の 10 分の 4 に相当する額を超えるときは、受託者は、その減額があった日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適當であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還額を定めるものとする。

5 委託者は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を受託者に請求することができる。

(前払金の使用)

第 14 条 受託者は、前条の規定により支払を受けた前払金を委託業務の処理に必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(契約不適合責任)

第 15 条 委託者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、その成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完を催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞)

第 16 条 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、委託期間の業務満了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、業務委託料の額につき、年 2.5 パーセントの割合で計算して得た額とする。

3 委託者は、その責めに帰すべき理由により第 12 条第 2 項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

4 委託者が、その責めに帰すべき理由により第 11 条第 2 項の期間内に検査しないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第 12 条第 2 項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなし、前項の規定を適用するものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

第 18 条 委託者は、委託業務が完了するまでの間は、次条から第 21 条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第 19 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 委託業務の処理が著しく不適當であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。

(3) 委託期間内に委託業務の処理が完了しないとき又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第 20 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意

思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第23条又は第24条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第21条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第28条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第28条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条

及び第 28 条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)

- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。))又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。)における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第 2 条の 2 第 13 項に規定する実行期間をいう。))を除く。)に入札又は北海道財務規則(昭和 45 年北海道規則第 30 号)第 165 条第 1 項若しくは第 165 条の 2 の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。))。
- (6) 受託者(受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条(独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

(委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第 22 条 第 19 条各号又は第 20 条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第 19 条又は第 20 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第 23 条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第 24 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定により委託業務の内容を変更したため、業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 8 条第 1 項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の 2 分の 1 に相当する日数（委託期間の 2 分の 1 に相当する日数が 30 日を超えるときは 30 日）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部であるときは、その一部を除いた他の部分に係る業務が完了した後、30 日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第 25 条 第 23 条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 26 条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

2 第 18 条第 1 項、第 23 条又は第 24 条の規定による契約の解除があった場合において、第 13 条の規定に基づく前払金があるときは、第 18 条第 2 項又は第 30 条の規定に基づき賠償すべき額と前払金額とを差引精算するものとし、前払金に残額があるときは、受託者は、その残額を委託者の指定する期限までに返還しなければならない。

3 第 19 条、第 20 条、第 21 条又は次条第 2 項の規定による契約の解除があった場合において、第 13 条の規定に基づく前払金があるときは、受託者は、前払金に利息を付して委託者の指定する期限までに返還しなければならない。この場合において、利息の額は、当該前払金について、その支払の日から返還の日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算して得た額とする。

(委託者の損害賠償請求等)

第 27 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 19 条又は第 20 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項各号に定める場合（前項の規定により第 1 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によ

るものであるときは、同項の規定は適用しない。

- 4 第1項の場合（第20条第6号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額に不足するときは、受託者は、当該不足額を委託者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額を超過するときは、委託者は、当該超過額を返還しなければならない。

第28条 受託者は、この契約に関して、第21条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第29条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

- 3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第30条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第23条又は第24条の規定によりこの契約が解除されたとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任期間等）

第31条 委託者は、引き渡された成果品に関し、第11条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「この項及び第6項

において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果品の契約不適合が要領の記載内容又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(相殺)

第32条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約に定めのない事項)

第33条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(個人情報の保護)

第34条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」遵守しなければならない。

個人情報取扱特記事項**(基本的事項)**

第1 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(複写、複製の禁止)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

いしかり地域との関わりを深める首都圏大学との連携事業 委託業務処理要領

1 業務目的

石狩管内では、少子・高齢化の進展により、生産年齢人口が減少する中、学生の進学時と就職時における若年層の首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）への転出超過も続いており、地域産業の担い手となる若者不足が懸念される状況にあることから、若い世代を地域に根付かせる取組のほか、首都圏などからの若手人材の呼び込みも重要となっている。

地域とのつながりが希薄化する傾向にある現代社会においては、学生時期における地域活動経験が与える影響は大きく、地域活動経験がある若者や、地域への愛着が高い若者は、その地域への就業を希望する傾向にあることから、首都圏から石狩管内への若者の人材還流及びいしかり地域の若者の地元定着を促進する取組として、首都圏大学生ならではの地域住民や行政職員とは異なる視点でいしかり地域の魅力や課題を自ら発掘し、課題解決に向けた取組を実施する中で、いしかり地域への親しみや愛着の醸成、また、地域活動で感じたいしかり地域の魅力を知人など首都圏の若者に普及させるなど、事業を通じていしかり地域との関わりを深め、交流人口から関係人口へ発展させるための事業を実施するもの。

2 業務内容

首都圏大学生による、いしかり地域の魅力発掘や地域課題解決を図るための調査活動や、いしかり地域における体験活動などの地域活動を通じて、いしかり地域とのつながりや親しみ・愛着を持ってもらうための取組を企画・運営する。

なお、首都圏大学については、石狩振興局が指定するものとする。

- (1) 対象者 石狩振興局が指定する首都圏大学の大学生
- (2) 参加人数 首都圏大学生6名程度（必要に応じて参加学生を1～2グループに分けて実施）
- (3) 企画内容

連絡調整、活動内容等の企画立案、会場の手配、当日運営等の一切の業務を行うこと。

なお、本事業は、いしかり地域にゆかりのない首都圏大学生が地域活動を実施するため、様々な情報を様々な角度から得る必要があるが、首都圏大学生ならではの地域住民や行政職員とは異なる視点で情報・意見交換や調査活動等に取り組むことにより、地域課題の解決に向け、より柔軟な発想や高度な提案を期待するものであることから、活動方法やその進め方、見込まれる効果などについて、具体的な提案を行うこととし、次の内容を取り入れること。

ア 課題の設定

- ・活動は大学生自らが「首都圏の若者がいしかり地域との関わりを深めること」をテーマとした地域課題を設定し、学生ならではの柔軟な発想で課題解決などの取組を進められること。
- ・課題の設定に当たっては、いしかり地域に関する情報提供を行い、活動テーマを例示するなど、課題設定が円滑に進められるよう配慮すること。
- ・なお、課題設定等については、事前に石狩振興局と協議の上、実施すること。

＜留意事項＞

- ・課題の設定は大学生自らが行うものとするが、いしかり地域に関する知識等を有していないことから、地域に関する情報（歴史や特産品、風土など）や活動テーマ例等を提供し、大学生が検討しやすいように配慮すること。
- ・なお、内容については、事前に石狩振興局と調整すること。

イ 活動内容

事前に石狩振興局と協議の上、実施するとともに、ミーティング等の活動結果を活動後2週間以内に石狩振興局へ報告すること。

① ミーティングの開催

- ・ミーティングの議題を設定した上で月1回程度、計6回以上開催すること。
(必ず1回以上は対面方式により開催すること。)
- ・円滑な活動実施のため、体験活動や活動報告会の実施に向けた調整や準備、進捗確認や活動後の振り返りなどを行うこと。
- ・開催場所や開催内容等、当日の運営については受託者が行うこと。
- ・ミーティングの内容は、事前に委託者と受託者が協議した上で決定すること。

② いしかり地域との関わりを深める体験活動の実施

- ・参加学生が石狩管内を最低2回以上訪問すること。
- ・参加学生がいしかり地域との関わりを深める体験活動を1回以上実施すること。
【例：農林水産業体験（収穫体験等）、地域でのボランティア活動、イベント（地域のお祭りの企画運営等）参加など】
- ・体験活動には、参加学生にいしかり地域の魅力が伝わる内容を取り入れること。
- ・活動先は石狩振興局管内とする。
※参加者が体験活動に参加するための旅費、宿泊費、保険料、活動経費については、委託料の中から補填すること。（食料費は自己負担を想定）

③ 活動報告会の実施

- ・本取組は地域活動を通じた参加学生の貴重な経験の場でもあることから、参加学生が地域活動の協力者等に対してプレゼン（提案）を行うこと。
- ・首都圏の若者へいしかり地域の魅力を発信し、関わりを深めるため、参加学生の取組や提案内容を首都圏の若者等へ発表する報告会を開催すること。
- ・参加学生の活動が形に残るものとする。

④ 意識調査アンケート

- ・参加学生に対して、活動前後における首都圏大学生の意識（親しみや愛着、移住意思など）や認知度の変化、活動を通じた感想等についてアンケートを実施し、その結果をまとめること。
- ・アンケート内容について、事前に石狩振興局と協議の上で実施すること。

<留意事項>

- ・ミーティングについては、次の議題を例に内容を明確にして実施すること。
①課題設定、②活動計画、③活動結果、④提案検討
- ・石狩管内で行う体験活動には、参加学生が自ら設定した調査内容等を行程に含めること。
- ・事業効果を高めるため、各種団体、機関等との連携も積極的に取り入れること。
- ・活動報告会の開催方法については、対面・オンライン・WEB等任意とする。

ウ 学生へのサポート体制

定期的に学生と連絡をとるなど、活動の進捗状況の把握に努めるとともに、適宜情報提供や助言などを行うこと。

- ① コーディネーター
 - ・学生の活動を支援し、いしかり地域との関わりをより深めるため、課題設定のテーマに関する専門的知識を有する者をコーディネーターとして配置すること。
- ② 課題設定
 - ・いしかり地域に関する情報提供や活動テーマの例示などを行うこと。
 - ・参加学生の活動が、設定した課題に沿った内容となるよう助言などを行うこと。
- ③ ミーティング
 - ・円滑な活動実施のため、ミーティングの議題をあらかじめ明確に提示するとともに、ミーティング開催前後で適宜情報提供や助言などを行うこと。
- ④ 体験活動及び活動報告会
 - ・体験活動の際は、各グループに必ず受託者またはコーディネーターが1名以上同行すること。
 - ・参加学生が体験活動や活動報告会を円滑に進められるよう配慮すること。

エ 事業結果報告書の作成及び提出期限

- ・令和7年2月28日（金）までに成果品を提出すること。
 - ・紙媒体 A4版 2部、電子媒体（DVD-R） 1部を作成すること。
- ※電子媒体については、エクセル・ワードなど二次加工が可能な形式とする。

3 業務実施方法

- (1) 受託者は、上記業務について、委託者と協議のうえ、実施するものとする。
- (2) 受託者は、毎月末及び委託者の要請があった際に速やかに業務の進捗状況及び取得した個人情報等の取扱状況を報告するほか、業務の実施に当たり、不明な点があれば、随時委託者の指示を求め、適切に業務を完成させるものとする。

4 その他

- (1) 受託者は、契約の締結後、速やかに本業務に関する業務処理計画書（委託先様式第1号）を委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、業務完了後、速やかに実績報告書（委託先様式第2号）を委託者に提出すること。
- (3) 契約書第6条に基づき業務処理責任者を定めたときは、業務処理責任者（管理技術者）等選定通知書（委託先様式第3号）を委託者に提出すること。
- (4) 本事業において発生した成果品の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施等に際し不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (6) 委託者は、受託者に対し、業務の執行状況等について、必要に応じ報告を求めることができる。
- (7) この要領に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

委託先様式第1号

業 務 処 理 計 画 書

年 月 日

住所
受託者
氏名

業務名 いしかり地域との関わりを深める首都圏大学との連携事業委託業務

1 事業内容等

(1) 目的

(2) 内容

(3) 業務処理体制

(4) 業務処理スケジュール

実 績 報 告 書

年 月 日

北海道石狩振興局長 様

住所

受託者

氏名

業務名 いしかり地域との関わりを深める首都圏大学との連携事業委託業務

令和6年(2024年) 月 日付けで契約した上記の業務について完了したので、
報告します。

記

- 1 業務完了年月日 年 月 日
- 2 成果品
- 3 その他

注 著作権等を引渡す場合は、「3 その他」欄に「成果品に附帯する著作権等一切の権利を引き渡します。」等の文言を記載すること。

業務処理責任者（管理技術者）等選定通知書

年 月 日

北海道石狩振興局長 様

住所

受託者

氏名

業務名 いしかり地域との関わりを深める首都圏大学との連携事業委託業務

令和6年(2024年) 月 日付けで契約した上記の業務に係る業務処理責任者（管理技術者）等を次のとおり定めたので通知します。

区 分	氏 名	備 考